

伊達市の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）

令和5年4月
伊達市

1 基本的方針

伊達市では、現在、開発行為等に伴う発掘調査により伊達市内から出土したアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を伊達市噴火湾文化研究所において保管している。

伊達市の保管するアイヌ遺骨等については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第61会期平成19年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295 附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続きに関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。

なお、伊達市では、これまで、アイヌの人々の意向を踏まえた尊厳ある慰霊の実現に向けて、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体である伊達アイヌ協会との話し合いを重ね、同協会の意向により、平成17年には伊達市内から出土したアイヌ遺骨等を伊達市噴火湾文化研究所において保管することとし、平成26年には同所内に特別保管室を整備して引き続き保管することについて合意し、以来、アイヌ遺骨等の適切な保管とアイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現に努めている。

このような背景から、伊達市としては、伊達アイヌ協会の意向を踏まえて、アイヌ遺骨等を同協会に返還する手続きを行った上で、引き続き、伊達市噴火湾文化研究所において保管し、アイヌの人々の尊厳ある慰霊の実現を図ることを方針とする。

なお、今後伊達市内で発掘調査により発見されるアイヌ遺骨等の取扱方針については、当該取扱方針に準じて定めることとする。

2 情報の周知

伊達市の保管するアイヌ遺骨等の情報については、伊達市ホームページにおいて1か月間公表する。

3 地域返還

(1) 伊達市と伊達アイヌ協会との地域返還及び伊達市噴火湾文化研究所での保管を継続することについての合意は、書面をもって行うものとする。

(2) 伊達市は、上記の合意内容に基づき、伊達アイヌ協会にアイヌ遺骨等の地域返還を行い、伊達市噴火湾文化研究所での保管を継続することとする。

なお、アイヌ遺骨等の地域返還及び保管の継続に当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。